

# 令和7年度第2回八街市総合教育会議次第

日 時 令和8年1月29日(木)  
午前10時00分  
場 所 八街市役所特別会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 教育長挨拶

4 議 題

(1) 八街市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

(2) 学校の適正配置等に係る検討状況について

5 そ の 他

6 閉 会

## (1) 八街市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

### 1. 計画の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条の改正により、学校設置者には教育職員の業務量管理及び健康確保を計画的に実施することが義務付けられた。本計画は、法改正及び国の指針に基づき、本市における教職員の働き方改革を総合的に推進するために策定するものである。

教職員一人一人の勤務状況を適切に把握・管理し、心身の健康を確保するとともに、学び続ける時間を確保することで、専門性を高め、児童生徒の教育に専念できる環境の整備を目的とする。

文部科学省第4期教育振興基本計画及び第2期八街市教育振興基本計画の理念を踏まえ、教職員のウェルビーイングの向上を学校教育を支える基盤として位置付ける。

### 2. 八街市の現状

教職員の時間外在校等時間は、月80時間以上の割合が小・中学校ともに減少するなど、一定の改善が見られる。一方で、小学校では月平均時間が微増しており、中学校では月平均45時間超の状況が続いている。

依然として長時間勤務の教職員が存在することから、業務の見直しと健康確保の取組を一層推進する必要がある。

### 3. 教員の負担感

#### (1) 学校と教師の業務の3分類

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、以下の業務の3分類を踏まえて、業務の見直しについて、「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映させる。

学校業務を

- ① 学校以外が担うべき業務
  - ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
  - ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
- の3つに整理し、業務の精選・効率化を図る考え方である。これにより、教職員が本来業務に専念できる環境を整備する。

#### (2) 八街市アンケート結果

##### ● 第1分類：「学校以外が担うべき業務」

- ・PTA・保護者対応 やりがい48%／負担感79%
- ・地域・CS対応 やりがい35%／負担感71%
- ・学校でお金を扱う業務 やりがい8%／負担感90%
- ・登下校・安全指導 やりがい44%／負担感65%

##### ● 第2分類：「教師以外が積極的に参画すべき業務」

- ・日直（施錠等） やりがい15%／負担感70%
- ・調査統計回答 やりがい8%／負担感86%
- ・部活動 やりがい63%／負担感80%
- ・清掃指導 やりがい58%／負担感46%

##### ● 第3分類：「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」

- ・授業準備 やりがい88%／負担感64%
- ・成績処理 やりがい52%／負担感85%
- ・修学旅行・体育祭等 やりがい88%／負担感85%
- ・生活指導 やりがい73%／負担感78%
- ・個別面談、進路指導等の個別生徒指導  
やりがい69%／負担感81%

### 4. 計画の概要

- ・計画の趣旨・現状
- ・目標
- ・計画の期間
- ・実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- ・関連する取組、今後のフォローアップについて  
具体的な実施内容については、12月に実施した管理職向けアンケートの結果等を踏まえ、現場の実情に即して整理し、改めて示す。

### 5. まとめ

本計画において、教育委員会、学校管理職及び教職員の役割を明確にし、特定の職員に負担が集中しないよう業務の見直しを進める。学校単独での対応が困難な事案については、教育委員会や関係機関等と連携して対応する。

本計画を継続的に検証・改善し、教職員のウェルビーイングの向上と児童生徒の豊かな学びの実現を図るため策定するものである。



八街市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画  
(案)

令和8年1月

八街市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条の改正により、学校設置者に対し、教育職員に関する業務量管理及び健康確保のための措置を計画的に実施することが義務付けられた。本計画は、当該法改正及び文部科学大臣が定める指針に基づき策定するものである。

本計画の目的は、教職員一人一人の勤務状況を適切に把握・管理し、心身ともに健康な状態を維持しながら、自ら学び続ける時間を確保することにより、専門性を高め、その資質能力を最大限に発揮して児童生徒の教育に専念できる環境を整備することである。

また、本計画は、文部科学省第4期教育振興基本計画に掲げられた二つのコンセプトである「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現する学校教育を支える基盤として、教職員を大切にし、その働く環境を整えることの重要性を踏まえたものである。

第2期八街市教育振興基本計画で掲げる教育理念の実現に向けては、教職員が誇りとやりがいをもって教育活動に取り組むことができる職場環境の構築が不可欠であり、そのためには業務の適正化と健康確保を両立させる働き方改革の推進が求められる。教職員が心の余裕をもって前向きに教育に注力できるよう、市全体として教職員のウェルビーイングの向上を図ることが重要である。

本計画における働き方改革は、単に勤務時間の削減を目的とするものではなく、「限られた時間の中で最大の教育的成果を生み出す」という意識の醸成を図り、業務の精選及び効率化を徹底することにより、児童生徒と向き合う時間や授業改善、研修等に充てる時間を確保することを目指すものである。

八街市教育委員会は、学校、保護者及び地域と連携しながら本計画を総合的かつ計画的に推進するとともに、取組の進捗状況や課題について継続的な検証を行い、必要に応じて見直しを行うことで、教職員のウェルビーイングを確保し、八街市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長の実現を図っていく。

(2) 八街市の現状

八街市の教職員の時間外在校等時間の状況					
		教諭層の 月平均時間	月45時間以上 80時間未満の割合	月80時間以上 の割合	月45時間以下 の割合
小学校	令和6年度	43時間14分	34.23%	16.11%	49.63%
	令和7年度	44時間27分	41.45%	3.29%	55.26%
中学校	令和6年度	66時間45分	44.55%	32.73%	22.72%
	令和7年度	50時間40分	42.06%	24.30%	33.64%

令和6年度と令和7年度を比較すると、小中学校ともに月80時間以上の割合が減少していること、中学校においては、月平均時間も減少していることから、各学校における取組が一定の成果を上げていると言える。

しかしながら、小学校では、月の平均時間が若干増加している。また、中学校では依然として月平均時間は45時間を超え、いまだ4人に1人程度が月80時間を超える状況は看過できない。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 時間外在校等時間について、1箇月45時間以下の教員の割合を100%、1年間360時間以下の教員の割合を70%程度にする

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

【指標の算定方法】対象職員の出退勤時刻等の統計データ

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする

【令和4年度 文部科学省調査結果 小学校教員：平均13.6日・中学校教員：平均10.7日】

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下まで減少させる

【令和6年度 結果 13.2%】

ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とする(全国平均100)

【令和6年度 結果 76.7】

エ ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目(「働きがいのある仕事だ」)への肯定的な回答の割合を70%にする

【令和6年度 結果 58.9%】

【指標の算定方法】

・学期末ごとに各学校から提出される「職員の勤務状況報告書」(ア)

・公立学校共済組合のストレスチェック集団分析結果報告書(イ・ウ・エ)

### 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

各業務の見直しに当たっては、教育委員会、学校管理職、教職員が役割を明確にし、特定の職員、とりわけ教頭等の管理職に責任や負担が集中することのないよう配慮する。

また、学校単独での対応が困難な事案については、学校が抱え込むことなく、教育委員会や関係機関、専門人材と連携した対応を行うことを原則とする。

更に、効果の高かった取組事例については、横展開を図り、市内での共有を行う。

#### ○教育委員会としての取組

##### ア 教職員の勤務実態・健康状況の「見える化」の推進

時間外在校等時間に関する目標やワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標に示した指標については、定期的の実態を把握したうえで分析に努める。分析結果については、校長会・教頭会等を通して学校と共有するとともに、ホームページ等での公表も含め、改善状況を客観的に把握・検証しやすい環境づくりを進める。

##### イ 地域・保護者への継続的な周知・広報

「業務の3分類」や教職員の働き方改革の趣旨について、学校運営協議会、PTA等の場を通じて説明を行い、学校の取組への理解が深まるよう努める。併せて、ホームページ、学校だより等を活用し、部活動の地域展開など、市全体での取組が求められる施策についても周知を図り、地域全体で学校を支える意識の醸成につなげていく。

##### ウ 個々の学校に寄り添った伴走型支援

時間外在校等時間が長時間となっている学校や、業務改善に課題を抱える学校に対しては、教育委員会が状況に応じてヒアリングを行い、学校の実情を踏まえた助言や改善の方向性を示す。校務の整理・優先順位付けや校務DXの活用状況についても助言を行い、業務改善等に資する好事例については市内全体で共有することで、各校が主体的に改善を進められるよう継続的に伴走する。

##### エ 首長部局・関係機関との連携による横断的な支援体制の構築

子育て支援、福祉、健康増進、防犯等を所管する首長部局や県の関係機関と情報共有を行い、学校のみで対応を抱え込まない支援体制の構築を図る。特に、支援が必要な児童生徒や家庭への対応、不登校支援、通学時の安全確保等については、役割分担の整理を進め、学校と市・県関係機関との連携・協働が円滑に進むよう調整を行う。

## オ 市会計年度任用職員配置に向けた計画的な対応

スクール・サポート・スタッフや副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充について県への要望を継続するとともに、ICT支援員、特別支援教育支援員、校内教育支援教室補助教員等の市独自の会計年度任用職員についても、学校の実情や要望を踏まえた配置が可能となるよう予算確保に努める。併せて、各学校における配置の工夫を促し、教職員が本来業務により専念しやすい体制づくりを進める。

## カ 教育センターに集約された教育資産の活用促進

教育センターに蓄積されている指導案、教材、研修資料等について、アーカイブ化を進め、校務支援システムや汎用クラウドを通じて、教職員が検索・共有・活用しやすい環境の整備を図る。授業準備や校内研修に要する時間の軽減を図るとともに、教育資産の有効活用による授業の質の向上につなげていく。

## キ 校務DXの計画的な推進による業務効率化

校務支援システムの機能充実や活用促進、会議資料の電子化を進めるとともに、押印・FAX利用など校務DXにより効率化が可能な業務については、統一されたルールに基づく取組となるよう整理する。

特に、調査統計回答の項目に対して「負担感が大きい」というアンケート結果から、市から学校に発出される調査を精査し回答の件数を減らしていく。どうしても必要な依頼に関しては、校務DXを活用して、業務量を減らしていく。

「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」を活用した自己点検と改善を支援し、校務の標準化・簡素化を通じて、時間外在校等時間の縮減につながる取組を進める。

### ○学校における取組

#### ア 学校以外が担うべき業務

##### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・通学路における日常的な見守りについては、学校運営協議会等による地域との連携により、保護者・地域住民の協力による見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえながら、児童生徒が安全に登下校できるよう、登下校時刻の見直しを含めた取組を推進する。

##### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・校外の見回りについては、緊急時をのぞき、放課後から夜間などにおける自主的な見回りは原則行わないこととし、必要に応じて実施を検討する。

##### ③学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金業務については、保護者による振込に変更したり、納入業者等との調整を図り、現金を学校で扱わずにすむような仕組みについて積極的に推進する。

##### ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・令和7年度から全校で始まった学校運営協議会の体制の確立を図り、地域学校協働活動推進員による地域との連携を深めることで、地域の力による働き方改革の推進を図る。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・保護者に対して、様々な相談窓口（八街市教育相談ダイヤル、家庭教育相談、千葉県中央児童相談所、子ども・家庭110番、児童相談所虐待対応ダイヤル等）の周知を図るとともに、関係機関との連携をより密接にしていく。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### ⑥調査・統計等への回答

・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

##### ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

・学校配付文書をデジタル化しデータでの配付とすることで、印刷業務等の負担を晴らす。また、データの作成やホームページの更新における技術支援においては、ICT支援員等を積極的に活用することで、情報発信の充実を図りつつ、教職員の負担軽減に継続して取り組む。

##### ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理については、ICT支援員が中心となって行いつつ、学校の実情に応じ、民間事業者への委託を検討する。

##### ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

・教職員による学校プールの管理については、市内全小中学校で水泳の授業を民間事業者へ委託し、教職員による施設管理する必要をなくす。  
・体育館等の地域開放施設の管理業務については、市と協力し事務手続きや施設の管理等の負担軽減を促進する。

##### ⑩校舎の開錠・施錠

・校舎の開錠・施錠については、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しないよう、役割分担の見直し等を促進する。

##### ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

・施設遊具の安全点検、休み時間における児童生徒の安全への配慮について、保護者や地域ボランティア等の協力について学校運営協議会等にて協議する。

##### ⑫校内清掃

・校内清掃や環境整備等の実施回数や範囲を合理化できるように、学校運営協議会等による清掃活動への協力体制を推進する。

##### ⑬部活動

・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、八街市の実状の応じた部活動の地域展開・地域連携を推進する。

#### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

##### ⑭給食の時間における対応

・食に関する指導については、栄養教諭や学校栄養職員等との積極的な連携を推進する。

#### ⑤ 授業準備

・クラウドによる職員間の資料共有を含めたデジタル技術の活用の促進や、資料の印刷・ワークや小テストの採点業務等におけるスクール・サポート・スタッフの活用による負担軽減を図る。

#### ⑥ 学習評価や成績処理

・校務支援システム、自動採点ソフト等、校務DXの活用促進を図ることで、評価・成績処理に係る事務負担の軽減を図る。

#### ⑦ 学校行事の準備・運営

・学校行事については、行事の精選・行事自体のスリム化・準備の効率化等を促進することで、教師の負担軽減を図る。また、学校運営協議会・保護者へも丁寧に説明を行うことで、地域の協力を仰ぐことができる業務についても整理する。

#### ⑧ 進路指導の準備

・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、学校と関連機関等との連携を密にし、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進する。

#### ⑨ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援アドバイザー、心理士、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、教師との協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センター「ナチュラル」の活用強化や校内教育支援教室補助教員等による効果的な支援を促進する。

・子育て支援課等の関係機関に対して、学校との協働体制が強化されるよう調整する。

## (2) 学校における措置の推進

- 教育課程・日課表については、以下についての取組を推進する。
  - ・教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるように設定するとともに、年度毎に確実に点検することで、過度な余剰時数の削減に努める。
  - ・特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合（小4以上は年間で1086単位時間以上）には、真に必要なかどうか見直しを図る。
  - ・日課表については、下校時刻や清掃時間の見直し、短縮日課・午前中5時間日課の導入、中学校における45分授業等の導入などにより、工夫して設定する。
  - ・放課後の活動時間については、勤務時間内で設定できるように、業務の適正化に効果のあった取組（会議時間の上限設定等）を参考にしながら、見直す。
  - ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等について、年度毎に見直しを図り、改善を推進する。
- 校務DXを推進し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検により改善を図る。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 年次有給休暇について
  - ・長期休業における学校閉庁日を設定することで、まとまった日数の連続した取得を促進する。
  - ・長期休業以外でも、心身のリフレッシュのための年次有給休暇の取得を促進する。
- 通常課業日における定時退勤日を月4回以上設定するよう推進する。また、設定について、形骸化しないよう各学校における工夫を促すとともに、横展開により効果的な事例を共有する。
- 早出遅出勤務制度、テレワークなど実施については
  - 令和8年度中に実現可能な方策について検討を行うとともに、夏季休業期間には試行的に取り組めるようにする。
  - 試行の際には、①勤務実態の把握、②情報セキュリティの確保、③業務の適切性の3観点から、適切な運用に向けて課題と効果を検証する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、
  - ・職員の時間外在校等時間の状況と目標に向けた進捗状況
  - ・年次有給休暇取得状況
  - ・ストレスチェックにおける市の状況
  - ・各学校の取組内容や、効果があった例については、総合教育会議及び教育委員会議等にて報告するとともに、ホームページにて公表する。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 学校での児童生徒等の支援について、関係部局・関係機関と連携し、専門的な知見を有する人材の確保に取り組む。
- 本計画の内容に照らして課題が見られる学校については、聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について保護者や地域等に周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

## 学校の在り方地域懇談会の概要

### 【目的】

各小中学校の現状と課題を把握し、こどもたちが多様な考え方に触れる機会や集団としての活動の意義などの視点から、望ましい教育環境の在り方について保護者や地域の方々と理解を深めていくため開催する。

### 【構成委員】

保護者

- ・各小中学校のPTA代表者（学校推薦）
- ・各小中学校の学校運営協議会代表者（学校推薦）

地域の代表者

- ・区長（各小学校区の地区幹事）

学校関係者

- ・各小中学校長

有識者

- ・敬愛大学 経済学部 教授 中村 敏行 氏
- ・秀明大学 学校教師学部 教授 渡部 徹 氏

### 【第1回】

実施時期：令和7年8月

会場：各中学校

議題：（1）小中学校の現状と課題について  
（2）児童生徒数の推計について  
（3）県内市町村の取組事例について

### 【第2回】

実施時期：令和7年11月～12月

会場：各中学校

議題：（1）第1回学校の在り方地域懇談会の振り返り  
①教育環境の現状と課題について  
②教員の負担感について  
（2）今後の教育環境の在り方について

## 第1回学校の在り方地域懇談会における主なご意見

### 【教育活動に関すること】

- ◆学校の先生の負担が大きくなっているとのことだが、現場の先生が具体的にどのようなことを負担に感じているのか、そこを明らかにしなければ解決はしないと思う。(八街南中)
- ◆教員の欠員が生じると誰かに負担がかかると思うので、地域とも協力していければと思う。(八街中央中)
- ◆こどもたちが多かった時代に比べると落ち着きがあり、教育活動が充実している。(八街中央中)
- ◆先生方は授業を工夫されていて授業力が向上しているが、こどもたちの学力に反映されていないことが課題として挙げられる。(八街中央中)
- ◆こどもたちのスマートフォンの使い方についてしっかりと指導する必要がある。(八街中)

### 【教育環境に関すること】

- ◆児童が少なくなっているのに、これだけの学校を維持していくのは非常に大変だし、先生方の負担も非常に大きくなったと感じている。(八街南中)
- ◆こどもたちがある程度的人数で生活や勉強ができるようにするために、八街南中学校区の小学校同士で交流が取れるような体制を考えていただきたい。(八街南中)
- ◆八街北中学校区は、1小学校1中学校という環境の中、小学校1年生から中学校3年生まで同じメンバーで過ごすことになるので、こどもたちはとても仲が良く、他の地域に比べると揉め事が少ないと思うが、どうしても馬が合わない子もいるのでクラスを分けられると良いなと感じたことがある。(八街北中)
- ◆こどもが少なくなれば、たくさんの友達と一緒に学ぶことはできないが、人数が少ないほど教室を広々と使うことができ、先生も一人一人に目が行き届くので、多いから良い、少ないから良いとはどちらとも言えない。(八街北中)

### 【学校の施設に関すること】

- ◆校舎等の老朽化について市全体で考えていかなければならないと思う。(八街南中)
- ◆今後一番の課題になるのは学校施設の老朽化への対応で、どの学校も老朽化していく中で、市全体で学校の統廃合等について検討していく段階に来ていると感じている。(八街中央中)

### 【通学に関すること】

- ◆スクールバスの導入はありがたいが、小学生の間に自転車通学を経ずに、中学生からいきなり自転車通学になることを不安に感じる。(八街南中)
- ◆あいさつを返さない子が多いことを課題に感じている。(八街中央中)

## 第1回学校の在り方地域懇談会における主なご意見

### 【学校行事に関すること】

- ◆こどもの数が減り、運動会の規模や部活動の種類が縮小したことをとても寂しく思う。今後、こどもたちにとってより良い環境を考えていただきたい。(八街南中)
- ◆学校行事への参加を通して、こどもが年々減少しているのを実感している。(八街中央中)

### 【PTA活動に関すること】

- ◆学校が小規模なのでPTAの今後の活動が難しくなっており、行事面に関してこどもたちへ提供する機会が減少してしまうことを懸念している。(八街中)
- ◆児童数の減少に伴ってPTAの活動資金も減少しており、こどもたちのためにやってあげられることが縮小傾向にあることを懸念している。(八街北中)

### 【学校の統合・就学区域の見直しに関すること】

- ◆二州小学校沖分校について、数名だけで広い校舎で過ごすことが良いことなのか、地域としても、大人としても考えていかなければならない。(八街南中)
- ◆今から10年後はこどもの数がかなり減ることが見込まれるので、なるべく早く統廃合に向けた結論を出していただきたい。(八街南中)
- ◆自身の学区だけでなく、八街市全体で学校を維持していけるのかと危機感を持っている。こどもの減少に歯止めをかけるのは難しいと思うので、就学区域を元に戻すなどの見直しが必要だと感じている。(八街中)

### 【地域活動に関すること】

- ◆地域の少子高齢化が進み、こどもたちの見守りをサポートする防犯パトロール隊が解散してしまったことから、保護者が自主的に見守り活動を行っている。(八街南中)
- ◆防犯パトロール隊も高齢化が進み、担い手が少なくなっているため、地域と学校が協力して行えればと思う。(八街中央中)
- ◆地区の行事にこどもがいないと盛り上がり欠けるため、地区の行事も減少傾向にあり、世代間の交流が減っていることを懸念している。(八街南中)
- ◆自治会活動の一環で、こどもたちが自分たちで考えて自分たちで運営していくような取組ができないか、今後検討していきたい。(八街北中)

### 【まちづくりに関すること】

- ◆大事なものは人口を増やすことだと思う。そのためにはまちづくりが重要で、若い世代をどのように増やすかの議論が必要だと思う。(八街南中・八街北中)

## 市立学校施設の状況

施設名	建物名	築年数別の棟数					備考
		20年未満	21年～ 30年	31年～ 40年	41年～ 50年	51年以上	
実住小学校	校舎				3		
	体育館					1	※1
笹引小学校	校舎	1	1	1	2		
	体育館			1			
朝陽小学校	校舎	1			3		
	体育館	1					
交進小学校	校舎	1		1	1		
	体育館				1		
二州小学校	校舎		1		1		
	体育館			1			
二州小学校沖分校	校舎				1		
	体育館			1			
川上小学校	校舎			1		2	
	体育館			1			
八街東小学校	校舎	1	1		3		
	体育館				1		
八街北小学校	校舎			2			
	体育館			1			
小学校 小計	37施設	5	3	10	16	3	
八街中学校	校舎			1		4	
	体育館等	1			1		
八街中央中学校	校舎	3					
	体育館等		1			1	※2
八街南中学校	校舎		1	4			
	体育館等		1	1			
八街北中学校	校舎		3				
	体育館等		2				
中学校 小計	24施設	4	8	6	1	5	
小中学校 総計	61施設	9	11	16	17	8	

※1 実住小学校の体育館は平成22年度に大規模改修を実施

※2 八街中央中学校の体育館は令和7年度に大規模改修を実施

## 学級編制推移一覽

(各年5月1日現在)

年度	学 年 学校名	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計		1 学級 あたりの平均 児童数
		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	
		令和7年度														
	実住小学校	4	113	3	93	3	113	3	108	4	129	3	99	20	655	33
	笹引小学校	1	18	1	17	1	9	1	13	1	15	1	18	6	90	15
	朝陽小学校	2	46	2	45	2	64	2	57	2	60	2	60	12	332	28
	交進小学校	1	23	1	17	1	28	1	34	1	27	1	30	6	159	27
	二州小学校	1	10	1	16	1	17	1	19	1	20	1	14	6	96	16
	二州小学校沖分校			1	4	1	2							2	6	3
	川上小学校	1	18	1	18	1	13	1	23	1	22	1	30	6	124	21
	八街東小学校	3	81	3	101	3	101	3	94	3	111	3	110	18	598	33
	八街北小学校	2	39	1	33	1	31	2	42	1	38	1	41	8	224	28
令和12年度(推計)																
	実住小学校	3	80	2	65	3	89	3	97	3	99	4	116	18	546	30
	笹引小学校	1	13	1	12	1	9	1	12	1	17	1	20	6	83	14
	朝陽小学校	1	33	1	32	1	30	2	36	1	26	2	40	8	197	25
	交進小学校	1	20	1	12	1	16	1	20	1	20	1	24	6	112	19
	二州小学校	1	4	1	12	1	12	1	7	1	20	1	24	6	79	13
	二州小学校沖分校	1	4	1	4	1	7	1	5					4	20	5
	川上小学校	1	17	1	23	1	12	1	23	1	20	1	19	6	114	19
	八街東小学校	3	76	3	86	3	85	3	91	3	100	3	101	18	539	30
	八街北小学校	1	28	2	37	1	28	2	52	1	31	1	31	8	207	26
令和17年度(推計)																
	実住小学校	2	65	2	68	3	71	3	75	3	78	3	82	16	439	27
	笹引小学校	1	11	1	12	1	12	1	13	1	14	1	14	6	76	13
	朝陽小学校	1	26	1	24	1	25	1	26	1	28	1	29	6	158	26
	交進小学校	1	16	1	18	1	19	1	19	1	20	1	21	6	113	19
	二州小学校	1	9	1	11	1	11	1	12	1	17	1	11	6	71	12
	二州小学校沖分校	1	3	1	4	1	4	1	4					4	15	4
	川上小学校	1	14	1	15	1	16	1	17	1	17	1	18	6	97	16
	八街東小学校	2	62	3	78	3	82	3	87	3	93	3	99	17	501	29
	八街北小学校	1	22	1	26	1	27	1	29	1	30	1	32	6	166	28

※学級数は普通級数を児童数は総児童数を表示している。

## 八街市立学校の適正配置等検討委員会の設置について

### 1 目的

少子化に伴う児童生徒数の減少を踏まえ、本市の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討し、方向性を見出すため、今後の配置計画の策定及び教育環境整備の進め方、規模の特性を生かした教育活動のあり方等を検討する。

### 2 取組事項

- ・学校の規模のあり方に関すること
- ・学校の配置及び就学区域の在り方に関すること
- ・その他、八街市教育委員会が必要と認めること

### 3 構成員（15名程度）

- ・保護者
- ・学校関係者
- ・地域代表者
- ・学識経験者
- ・公募市民

### 4 スケジュール

- ・要綱の策定  
令和8年1月
- ・委員の選定  
令和8年3月～5月頃
- ・活動期間  
令和8年度から令和10年度まで

### 5 その他

- ・会議の議事録を社会教育課を通じ学校運営協議会及びPTAに提供、学校運営協議会及びPTAは社会教育課を通じて八街市立学校の適正配置等検討委員会に意見の申し入れ等を行う。